

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会
増田 修

目次

- 1 はじめに
- 2 広島控訴院管内における年度別・裁判所別陪審公判一覧表
- 3 広島控訴院管内における陪審公判結果一覧表
 - (1) 広島地方裁判所における陪審公判結果一覧表
 - (2) 山口地方裁判所における陪審公判結果一覧表
 - (3) 岡山地方裁判所における陪審公判結果一覧表
 - (4) 鳥取地方裁判所における陪審公判結果一覧表
 - (5) 松江地方裁判所における陪審公判結果一覧表
 - (6) 松山地方裁判所における陪審公判結果一覧表
- 4 陪審公判の復元資料
 - (1) 陪審公判始末簿
 - (2) 予審終結決定書
 - (3) 陪審説示集・問書集
 - (4) 刑事判決書
- (5) 新聞報道
- 5 陪審裁判の問題点
 - (1) 裁判長の説示
 - (2) 陪審員の答申
 - (3) 予審問調書の証明力
 - (4) 陪審公判の無罪率
- 6 おわりに
 - (1) 陪審公判が少なかった原因
 - (2) 陪審公判全件調査の必要性

1 はじめに

本稿は、昭和初期に広島控訴院管内の各地方裁判所において開廷された陪審公判を研究するために、陪審裁判に関する諸資料を、どのようにして調査・収集しているか、そして、どのような問題点に着眼して調査・研究を進めているかを報告するものである。

それは、陪審裁判についての従来の論考には、我が国において行われた陪審公判の実際例を多数対象にして、かつ、その資料を出来る限り収集して行った実証的な研究は殆ど無く、また、陪審裁判の実際に関する研究は、現行の裁判員制度を考えるに当たり、参考になると思われるからである。

本稿が契機となって、各地の研究者によって、各地で行われた陪審公判について調査・研究が行われることを期待したい。

(注1) 広島控訴院管内の陪審裁判は、広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会を構成する、次のメンバーと共同で調査・研究を行っている。加藤高広島修道大学名誉教授（民法）、紺谷浩司西南学院大学法科大学院教授（広島大学名誉教授、民事訴訟法）、矢野達雄広島修道大学法学部教授（日本法制史）、居石正和島根大学法文学部教授（日本法制史）、緑大輔愛知大学法学部准教授（刑事法）、山崎俊恵広島修道大学法学部准教授（刑事訴訟法）

(注2) 本稿は、平成21年4月19日、九州大学医学部百年講堂において開催された、法制史学会第61回総会における研究報告「裁判所所蔵文書から見る戦前期司法の諸相——広島控訴院管内を中心に——」（報告者、矢野達雄・加藤高・増田修・居石正和）の内、増田修「広島・山口の陪審裁判」と題する報告のレジュメを基に執筆した、「広島控訴院管内における陪審裁判——陪審公判を復元する資料を探し求めて——」（『会報』第87号、広島弁護士会・二〇〇九年八月）を、大幅に増補・改訂したものである。なお、本稿の概要は、『法制史研究』第60号に掲載される予定である。

2 広島控訴院管内における年度別・裁判所別陪審公判一覧表

陪審法は、昭和三（一九二八）年一〇月一日施行され、昭和一八（一九四三）年四月一日施行停止になるまで実施された。その間、陪審事件受理総件数二五、一九二件中、四八四件（更新二四件を含む）が陪審の評議に付された。広島控訴院管内で陪審の評議に付された事件は、左記「年度別・裁判所別陪審公判一覧表」の通りである。

陪審の評議に付された事件は、「陪審公判始末簿」が現在でも各地方裁判所に保存されている場合には、被告人氏名・判決年月日・公訴罪名などが判明するので、「陪審公判始末簿」を最初に調査できれば、その陪審公判に関する新聞記事、刑事判決書などを収集するのは容易である。しかし、そうでない場合には、まず、地元の新聞紙面を逐一調査して、陪審公判の記事を探索する必要がある。

年度別・裁判所別陪審公判一覧表

昭和	3年		4年		5年		6年		7年		8年		9年		11年		合計	
	種別	法定	法定	請求	法定	法定	更新	法定	更新	法定	法定	法定	法定	法定	請求	更新		
広島地裁		2			1	2					1		1		11			11
山口地裁			4		3	2				1			1		12			12
岡山地裁		1			2	1					1			1	13			13
鳥取地裁				1	2	1		1					1		7	1		9
松江地裁						2		1		1				4		1		5
松山地裁		2						2	1	2				6				6
合計	3		20	1	8	8	1	6	1	4	3	1	53	1	2			56

(注1) 「年度別・裁判所別陪審公判一覧表」は、「陪審法ノ停止ニ関スル法律ヲ定ム」（『公文類聚』第67編・昭和18年・第127巻・司法

3・刑事。国立公文書館のデジタルアーカイブで閲覧可能）の添付書類「陪審事件関係諸表（昭和17年12月1日現在調）」中の「(二)陪審法施行以来陪審ノ評議ニ付シタル総件数表（以下、「総件数表」という）」を基礎にして作成した。しかし、この「総件数表」は、正確ではない部分もあり、他の資料により検証・補訂する必要がある。

(注2) 「年度別・裁判所別陪審公判一覧表」は、昭和10年・昭和12年・昭和18年は、広島控訴院管内では、陪審に付された事件がないので省略した。また、請求陪審(陪審法第3条・更新(同法第95条)がない年は、「請求」欄・「更新」欄を省略した。「法定」欄は、法定陪審事件(同法第2条)である。

(注3) 鳥取地裁の昭和4年は、前掲「総件数表」では「法定1」となっていたが、「自昭和3年10月至昭和6年9月満3年間陪審事件公判結果一覧表」・「自昭和3年10月至昭和6年9月各庁別陪審事件調査」・「自昭和3年10月1日至昭和5年12月末日法定陪審事件数」(『法曹会雑誌』第10巻第1号、一九三二年一月)および新聞報道により、「法定2」、「請求1」に改めた。また、瀧川幸辰「陪審法」(『新法学全集』第20巻、日本評論社・一九三八年一〇月。後に、『瀧川幸辰刑法著作集』第3巻、世界思想社・一九八一年八月に収録)に掲載された「陪審法施行以来陪審公判開廷総件数(昭和11年4月まで)」(48頁)も、「法定2」、「請求1」となっている。

(注4) 松江地裁の昭和7年「更新1」は、前掲「総件数表」では、松江地裁の項に記載されている。しかし、松江地裁は合計欄に「更新1」の記載はないので、隣の欄の松江地裁(合計欄に「更新1」とある)に記載するのを、誤記したと思われる。瀧川前掲「陪審法」でも、昭和7年の「更新1」は松江地裁の項に記載されており、松江地裁の項には更新の記載はない。また、新聞報道でも、松江地裁には更新が1件あり、松江地裁には更新は見出せない。

(注5) 松江地裁については、前掲「総件数表」では、昭和7年欄は「法定2」となっており、合計欄は「計6」となっている。しかし、『第58刑事統計年報(昭和7年)』(司法省刑事課・一九三四年三月。328頁・329頁)および新聞報道では、昭和7年は「法定1」であるので、そのように改めた。したがって、「合計」欄は「法定4、更新1、計5」となる。

(注6) 「自昭和3年10月至昭和4年6月全国陪審公判結果一覧表」(『法曹会雑誌』第7巻第10号、一九二九年一〇月)には、各地の陪審裁判の公判期日、公訴罪名、被告人名、判決罪名・刑期、上告の有無などが掲載されているので、初期の陪審公判を検索するに際して参考になる。

(注7) 陪審裁判について調査を開始したとき、広島地裁には陪審公判始末簿は保存されておらず、「広島弁護士会沿革誌 明治・大

正・昭和戦前編」(『修道法学』に連載中)を編集するためにも、芸備日日新聞および中国新聞の現存する紙面を総て調査することから始めた。

3 広島控訴院管内における陪審公判結果一覧表

これまでに調査・収集した資料により、広島控訴院管内の広島、山口、岡山、鳥取、松江、松山の六地方裁判所において行われた陪審公判の結果をまとめると、左記「陪審公判結果一覧表」の通りである。

(注) これまでに発表した陪審裁判に関する資料は、次の通りである。いずれも、国立情報学研究所のウェブ・サイト「論文情報ナビゲータ(GINJI)」において、PDF形式で読むことができる。

① 緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判——昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判——」(『修道法学』第29巻第2号、二〇〇七年二月)

② 緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判(二)——昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判——」(『修道法学』第30巻第1号・二〇〇七年九月)

③ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判(一)——予審終結決定書・陪審公判始末簿および刑事判決書を中心に見る陪審裁判——」(『修道法学』第31巻第1号・二〇〇八年九月)

④ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判(2)——防長新聞・関門日日新聞および馬関毎日新聞を中心に見る陪審裁判——」(『修道法学』第32巻第1号・二〇〇九年九月)

⑤ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「岡山における陪審裁判——陪審公判始末簿・説示・問書ならびに新聞報道を中

心に見る陪審裁判——『修道法学』第33巻第1号・二〇一〇年九月）

⑥居石正和・加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「松江における陪審裁判——陪審公判始末簿・刑事判決書ならびに松陽新報・山陰新聞の報道を中心に見る陪審裁判——」『修道法学』第33巻第2号・二〇一一年二月）

（追注）本稿（『修道法学』第33巻第2号・二〇一一年二月）以後発表した、広島控訴院管内の陪審裁判に関する資料集は、次の通りである。（平成三〇年七月二四日・増田修記）

①増田修・編「広島における陪審裁判（三）補遺——問書、説示、陪審制度実施の感想および司法省陪審宣伝並各地法況から見る陪審裁判——」『修道法学』第34巻第1号・二〇一一年九月）

②加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「鳥取における陪審裁判——因伯時報・鳥取新報・大阪朝日新聞ならびに予審終結決定書・説示・刑事判決書に見る陪審裁判——」『修道法学』第35巻第1号・二〇一二年九月）

③居石正和・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「松江における陪審裁判——刑事判決書ならびに海南新聞・伊予新報・大阪毎日新聞（香川愛媛版・愛媛版）を中心に見る陪審裁判——」『修道法学』第36巻第1号・二〇一三年九月）

（1）広島地方裁判所における陪審公判結果一覧表

判決日	公訴罪名	判決（求刑）	被告人（年齢）	裁判官	検察官	弁護人
昭和3年11月23日	殺人未遂	傷害 懲役1年 (懲役1年6月)	ST武夫 農業(19)	宮脇幸治 河邊義一 本田等	樫田忠美	石川正義
昭和3年11月30日	窃盗殺人	窃盗殺人 懲役8年 (懲役8年)	NI義一 青物商(36)	宮脇幸治 河邊義一	樫田忠美	森保祐昌 秦 良一

判決日	公訴罪名	判決（求刑）	被告人（年齢）	裁判官	検察官	弁護人
昭和4年2月20日	殺人	殺人 懲役13年 (懲役15年)	NM岩吉 青物行商 (51)	宮脇幸治 河邊義一 本田等	樫田忠美	林飛隆善
昭和4年3月18日	現住建造物放火未遂	非現住建造物放火未遂 懲役2年 (懲役3年)	STセツ 日雇稼(47)	宮脇幸治 河邊義一 高林茂男	樫田忠美	江藤直作
昭和4年4月27日	放火	無罪	OT秀雄 理髪職(21)	宮脇幸治 河邊義一 高林茂男	樫田忠美	中場彌太郎
昭和4年6月5日	強盗傷害	強盗傷害 懲役3年6月 (懲役3年6月)	HY金作 火夫手伝(19)	宮脇幸治 河邊義一 高林茂男	樫田忠美	永井 貢
昭和4年7月30日	殺人未遂	殺人未遂 懲役3年 (懲役4年)	MO好一 料理店業(27)	宮脇幸治 本田等 高林茂男	樫田忠美	中場彌太郎
昭和5年5月19日	殺人未遂	傷害 懲役1年 (懲役2年)	OZミツコ 女給(22)	小玉平太郎 酒巻良一 高林茂男	樫田忠美	米田規矩馬
		傷害致死 懲役4年	NM豊三郎	小玉平太郎		森保祐昌

(窃盗は請求陪審)

⑧	昭和6年5月28日	強盗殺人	無罪	炭焼業(35)	吉田正之 竹内勇平	帶刀吉五郎	小河虎彦
⑦	昭和5年12月11日	殺人未遂	(懲役5年) 殺人未遂 懲役3年	漁業(36)	星野武雄 竹内勇平	瀧石政治郎	三原 鼎
⑥	昭和5年5月10日	放火	(懲役7年) 放火 懲役7年	HD哲雄 医師(46)	和田仁四郎 木村幾太 竹内勇平	田口 環	千々松秀二 渡邊信男 松野衛一
⑤	昭和5年3月19日	強盗強姦	無罪	銀行員(24)	木村幾太 竹内勇平	帶刀吉五郎	小河虎彦
④	昭和4年11月21日	放火未遂	(懲役3年) 放火未遂 懲役2年6月	写真業(27)	木村幾太 竹内勇平	杉本時三郎	吉田 助
③	昭和4年11月13日	強姦致傷	猥褻 公訴棄却	按摩業(30)	和田仁四郎 木村幾太	杉本時三郎	小河虎彦
②	昭和4年7月18日	放火・放火未遂	(懲役7年) 放火未遂 懲役4年	鍛冶職(28)	和田仁四郎 木村幾太	相原守正	中村了詮

①	昭和4年2月16日	尊属傷害致死	傷害 懲役2年 (懲役2年)	瓦製造販売業 (29)	小玉平太郎 木村幾太	杉本時三郎	千々松安太郎 千々松秀二
		放火 無罪		MS峰雄	小玉平太郎		
	判決日	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士

(2) 山口地方裁判所における陪審公判結果一覧表

(注1) ②③⑩事件は上告、②事件(弁護士森保祐昌・秦良一)は昭和4年5月3日破毀(併合罪の適用を失当とし、観念的競合と認定)・自判(懲役8年)、③事件は昭和4年5月22日上告棄却、⑩事件(弁護士高橋武夫・三浦強一)は昭和9年6月14日上告棄却。
(注2) ②事件の窃盗は、請求陪審であったので、判決において陪審費用の三分の一は被告人の負担とされた。

⑪	昭和9年3月16日	放火	(懲役15年) 未決勾留60日算入	写真業(29)	近藤完爾	和田順之	高橋武夫
⑩	昭和6年3月28日	殺人	(懲役7年) 傷害致死 懲役5年	石工(30)	梅原松次郎 高林茂男	樫田忠美	森保祐昌 水田謙一
⑨	昭和6年3月16日	殺人	(懲役7年)	屠夫(39)	數馬伊三郎 高林茂男	樫田忠美	秦 良一

	昭和6年7月14日	尊属殺人	懲役7年 (無期懲役)	F M 勘一 無職(41)	竹内勇平 吉田正之 由井健之助	松野甚之助	小河虎彦	
⑩	昭和7年1月20日	強盗殺人	強盗殺人 無期懲役 (無期懲役)	A M 鶴千代 精米業 (51・男)	竹内勇平 吉田正之 由井健之助	加藤成正	千々松安太郎	
⑪	昭和8年4月11日	放火未遂	放火未遂 懲役3年 (懲役4年)	Y D 一藏 農業(53)	山崎勝吉 辻富太郎 由井健之助	松野甚之助	小河虎彦	
⑫	昭和9年10月31日	殺人教唆 死体遺棄教唆 (請求陪審)	殺人幫助 懲役3年 未決勾留120日算入 (懲役5年) 死体遺棄教唆 懲役3月(懲役3月) 未決勾留30日算入	T B ハル 農業(62)	江本清平 石丸友二郎 由井健之助	榊原芳夫	弘中武一	

(注1) ②⑨⑩⑪事件は上告、②事件(弁護士山田善之助・中村了詮)は昭和4年10月29日上告棄却、⑨事件(弁護士小河虎彦・森下良三・桑原高治)は昭和6年11月10日上告棄却、⑩事件(弁護士沼井秀男・内田清吉・海輪利吉郎)は昭和7年4月22日上告棄却、⑪事件(弁護士武田英仁)は昭和8年7月8日上告棄却。

(注2) ②事件については、放火(2行為中1行為)は「然らず」で無罪、放火未遂が「然り」と答申された。

(注3) ③事件は、「主問」強姦致傷は「然らず」、「補問」猥褻について「然り」であった。猥褻罪は、告訴を待って受理すべき事件なので、公訴棄却となった。

(注4) ⑫事件の死体遺棄教唆事件は、請求陪審事件であるが請求がなかったので、陪審公判である殺人教唆事件の判決に引続いて、通常裁判で審理された。なお、殺人・死体遺棄の実行犯であるU・Y強助は、自白したので通常裁判により、昭和9年11月9日、懲役10年(未決勾留180日算入)の判決を受けた。

(3) 岡山地方裁判所における陪審公判結果一覧表

①	昭和3年11月19日	殺人(嬰兒)	殺人 懲役1年6月 3年間執行猶予 (懲役1年6月)	Y S コマキ 農業(36)	鹿島鶴之助 鈴木喜市 大井尚俊	小澤八十	家本爲一	
②	昭和4年2月21日	殺人未遂	殺人未遂 懲役3年 未決勾留30日算入 (懲役3年)	A K 義茂 料理人(36)	菅波鶴雄 佐伯顯二 (陪席1名は不明)	長本元男	岡本佐市	
③	昭和4年3月11日	放火未遂	放火未遂 懲役2年 3年間執行猶予 (懲役5年)	K B 治夫 小学校訓導 (40)	森 榮 佐伯顯二 (陪席1名は不明)	小澤八十	波多野隆助 小山美登四 森 眞六	
		傷害 懲役8月(懲役8月)	N D 廣	鹿島鶴之助				

①	判決日	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護人
昭和4年6月24日	放火未遂	器物損壊 公訴棄却	被告人(年齢) KN 隆晃 住職(28)	篠田嘉一郎 阿部久治	谷田勝之助	君野順三 伊墻増藏	

(4) 鳥取地方裁判所における陪審裁判

(注1) ③事件の立会検事は小澤であるが、同人が病気になったので、論告・求刑は佐伯検事が立会した。
(注2) ⑤⑫⑬事件は上告したが、⑤事件(弁護士森眞六、古味龜)は昭和4年6月13日、⑫事件(弁護士津久井利行、山村利宰平)は昭和7年6月20日、⑬事件は昭和9年4月16日、それぞれ上告を棄却された。

⑬	昭和9年1月17日	殺人未遂	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反 懲役10月(懲役1年) 未決勾留150日算入	SM 堅一 興行師(40)	小林右太郎 中澤直吉 (陪席1名は不明)	兒玉庄藏	山村利宰平 小山美登四 岡田豊太郎
⑫	昭和7年3月12日	放火・殺人	懲役5年(懲役10年) 未決勾留30日算入	KY 森太 農業(55)	高橋淺太郎 中澤直吉 (陪席1名は不明)	兒玉庄藏	山村利宰平
⑪	昭和6年2月10日	殺人	殺人 懲役8年 未決勾留150日算入 (懲役8年)	MK 米一 土方稜(24)	鹿島鶴之助 中澤直吉 (陪席1名は不明)	小澤八十	栗山精一

⑩	昭和5年7月18日	殺人未遂	殺人未遂 懲役4年 未決勾留60日算入 (懲役4年)	NI 末吉 木挽職(43)	鹿島鶴之助 中澤直吉 (陪席1名は不明)	小澤八十	團藤安夫
⑨	昭和5年7月3日	殺人未遂	傷害 罰金30円 (懲役6月)	ST 孫一 農業(48)	鹿島鶴之助 本田等 (陪席1名は不明)	長本元男	赤堀龜雄
⑧	昭和4年11月7日	放火未遂	放火未遂(懲役3年) 懲役2年6月 未決勾留60日算入	KM 信七 板場(43)	鹿島鶴之助 大井尚俊 (陪席1名は不明)	長本元男	山村利宰平
⑦	昭和4年9月28日	殺人・殺人未遂	殺人・殺人未遂 懲役7年 (懲役7年)	YS 貫一 (27)	菅波鶴雄 佐伯顯二 (陪席1名は不明)	小澤八十	吉田輝彦 佐藤三郎
⑥	昭和4年7月18日	殺人(嬰兒)	過失致死 罰金50円 (罰金50円)	ID キミ 農業(37)	菅波鶴雄 田上哲二 (陪席1名は不明)	小澤八十	香山親雅
⑤	昭和4年3月29日	放火未遂	放火未遂(懲役3年) 懲役1年6月 未決勾留60日算入	KD ま津 無職(25)	鹿島鶴之助 鈴木喜市 (陪席1名は不明)	小澤八十	平尾賢治
④	昭和4年3月20日	殺人未遂	未決勾留50日算入 3年間執行猶予	農業(34)	大井尚俊 (陪席1名は不明)	小澤八十 佐伯 清	田村常造

⑦	昭和6年12月7日	放火	更新	MK豊蔵 (60)	伊藤顯信	相原守正	木下義範
⑥	昭和6年10月29日	放火	放火 懲役6年 未決勾留150日算入 (懲役7年)	IT養吉 (57)	阿部久治 黒田俊一	相原守正	近藤守蔵
⑤	昭和5年12月3日	放火	無罪	NT幾次郎 (57)	阿部久治 (陪席2名は不明)	相原守正	伊墻増蔵
④	昭和5年9月25日	放火・詐欺	放火・詐欺 懲役10年(懲役10年) 未決勾留200日算入 無罪(懲役1年)	TB金太郎 木炭職(39)	阿部久治 小久保義憲 田中欣市	相原守正	君野順三
③	昭和4年11月14日	殺人未遂 爆発物取締罰則違反	殺人未遂 爆発物取締罰則違反 懲役8年(懲役10年) 脅迫(懲役6月(懲役6月))	MH治太郎 農兼馬車挽 (42)	阿部久治 小久保義憲 有地平三	戸塚眞一	小山 晋
②	昭和4年9月28日	建造物等以外放火 (請求陪審)	器物損壊 公訴棄却	MS力蔵 (33)	篠田嘉一郎 阿部久治 小久保義憲	松野平一	伊墻増蔵

⑨	昭和11年11月30日	放火	放火 懲役2年 未決勾留60日算入 (懲役3年)	UD仙蔵 (60)	眞銅清和 田村圓平 伊藤顯信	横山邦義	花房多喜雄
⑧	昭和7年2月19日	放火	放火 懲役3年 未決勾留150日算入 (懲役5年)	MK豊蔵 (42)	阿部久治 小久保義憲 田中欣市	相原守正	長砂鹿蔵 木下義範
				(42)	不明		

(注1) ①事件は、主問「建物を焼燬することに気付きながら、畳と座蒲団の間に炭火を置いたが、建物を焼燬するに至らなかったものであるか」、補問「炭火を以て、畳と座蒲団の一部を焼損したのか」に対し、陪審員は、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。器物損壊については、被害者が告訴を取り下げ、公訴棄却となった。

(注2) ②事件は、請求陪審事件(陪審法第3条)である。主問「火鉢を足蹴にして、炭火を散乱させて藁・藁の一部を焼燬し、公共の危険を生じさせたものか(刑法第110条)」、補問「前項の所為により、藁・藁の一部を焼損したのか」に対し、陪審員は主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。器物損壊については、被害者が告訴を取り下げ、公訴棄却となった。

(注3) ③事件の殺人未遂・爆発物取締罰則違反については上告(弁護士小山晋、赤井幸夫)したが、昭和5年3月20日上告を棄却された。③事件の脅迫については、陪審公判に引続いて通常裁判で審理され、無罪の主張に対し検事から懲役6ヶ月の求刑があり、翌15日に求刑通りの判決があった。脅迫については控訴したが、昭和4年12月27日広島控訴院において懲役3月に処され、上告(弁護士渡邊綱雄、赤井幸夫)したが、昭和5年3月20日上告を棄却された。

(注4) ④事件の放火・詐欺については上告(弁護士山崎今朝彌)したが、大審院は昭和5年12月12日上告を破毀(刑法第54条後段の適用を失当とし、併合罪と認定)・自判(懲役10年・未決勾留200日算入)した。④事件の略取誘拐については、陪審公判が始まる9

月22日より前の9月15日通常裁判が開かれ、無罪の主張に対し、検事から懲役1年の求刑があった。そして、陪審公判の放火詐欺について判決があったのに引き続き、略取誘拐について無罪の判決があった。

(注5) ⑦事件は、陪審員の答申が「然らず」であったので、裁判長は答申を採択せず(陪審法第95条)、再陪審(⑧事件)となった。
 (注6) ⑧事件は上告(弁護士高木悦郎)したが、昭和7年5月28日上告を棄却された。

(5) 松江地方裁判所における陪審公判結果一覧表

	判決日	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
①	昭和6年3月26日	殺人	嘱託殺人 懲役3年 (懲役3年)	SJ諭鷹 農業(23)	渡邊彦士 森西隆恒 小松辰郎	鍋島清	大脇熊雄 森脇忠一
②	昭和6年8月11日	殺人未遂	殺人未遂 懲役2年 (懲役4年)	ADタネ 農業(38)	渡邊彦士 蓮沼重雄 小松辰郎	山田倫正	草光義質 和田珍頼
③	昭和7年7月19日	尊属殺人	更新 尊属傷害致死 懲役4年(懲役5年)	KS仲一 下駄製造業 (32)	渡邊彦士 岡崎誠一 横山正忠	山田倫正	草光義質
④	昭和7年9月10日	尊属殺人	未決勾留200日通算 懲役4年(懲役5年)	KS仲一 下駄製造業 (32)	渡邊彦士 森西隆恒 蓮沼重雄	山田倫正	草光義質 和田珍頼

⑤	昭和8年3月31日	強盗殺人 非現住建造物放火 死体損壊 (通常公判)	強盗殺人 死刑(死刑) 非現住建造物放火 死体損壊 刑を科せず(懲役5年)	OS忍 船大工職 (35・男)	佐伯顯二 横山正忠 土田吾郎	永尾晃人	大脇熊雄
---	-----------	------------------------------------	--	-----------------------	----------------------	------	------

(注1) ③事件は、陪審員の答申が、「主問」尊属殺人、「補問」尊属傷害致死、ともに「然らず」であったので、裁判長は採択せず(陪審法第95条)、再陪審(④事件)となった。

(注2) ⑤事件は、陪審公判である強盗殺人に引続いて、非現住建造物放火・死体損壊は通常裁判で審理された。そして、強盗殺人については死刑を言渡し、非現住建造物放火の点は刑法第109条第1項に、死体損壊の点は同法第190条に各該当するが、以上は一個の行為にして数個の罪名に触れる場合なので、同法第54条第1項前段第10条により、重い非現住建造物放火罪の刑を以て処断すべきところ、右は強盗殺人罪と同法第45条後段の併合罪をなすが、右強盗殺人罪について死刑を言渡したので、本件放火罪については同法第46条第1項に則り、その「刑を科せず」と判決した。

(注3) ⑤事件の強盗殺人は上告(弁護士大脇熊雄、吉田嘉平治)したが、大審院は昭和8年6月23日上告を棄却した。また、⑤事件の非現住建造物放火・死体損壊は控訴したが、昭和8年10月16日広島控訴院は控訴を棄却した。そして、上告(弁護士藤沼光、大脇熊雄)したが、昭和9年2月2日大審院は上告を棄却した。

(6) 松山地方裁判所における陪審裁判

判決日	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
			MK金治	小林右太郎		

①	昭和4年10月31日	放火	無罪	(60)	黒田俊一 荻原竹儀	帯刀吉五郎	清家俊三
②	昭和4年12月26日	殺人・殺人未遂	殺人・傷害 懲役10年 (懲役12年)	U T M 覺善 土木請負業 (42)	宮脇幸治 森加重登 黒田俊一	松井善太郎	山本芳三郎 高橋英吉 佐藤義道 大隅吉廣 佐海直隆
③	昭和7年1月25日	殺人未遂	傷害 懲役3年 未決勾留90日算入 (懲役4年)	A S 茂 牛車挽(22)	宮脇幸治 有地平三 高松精二	松野平一	檜垣喜太郎
④	昭和7年3月19日	尊属殺人未遂	傷害 懲役8月 執行猶予3年 (懲役8月)	F T 幸雄 下駄商(26)	宮脇幸治 波多野義熊 高松精二	松野平一	井上源一
⑤	昭和8年3月13日	放火	放火 懲役7年 未決勾留150日算入 (懲役7年)	O M 鬼義 農業(31)	宮脇幸治 永山嘉宏 松村禎彦	松野平一	宇和川濱藏
⑥	昭和8年3月22日	放火	放火 懲役5年 未決勾留150日算入 (懲役6年)	K T 千吉 荷馬車挽(43)	宮脇幸治 永山嘉宏 松村禎彦	松野平一	宇和川濱藏

(注1) ②事件は、殺人に対しては、主問2「然り」と答申があり、殺人と認定された。一方、殺人未遂は、補問第1が「然り」で傷害罪となり、別問2「被告人の行為は、HD峰一及びKZ要吉の共同の急迫なる暴行をさけるため、自己の生命身体を防御するために必要なる限度を超へたるものなるや」に対し「然り」の答申があり、過剰防衛と認定された。

(注2) ②事件は、上告(弁護士宇和川濱藏、左海直隆、高野金重)したが、昭和5年4月8日大審院は上告を棄却した。

4 陪審公判の復元資料

全国で行われた陪審公判四八四件全部についての調査はなされていないが、全国調査は困難なので、先ず広島控訴院管内の各地方裁判所において開廷された、陪審公判について調査することとした。

陪審公判を復元する資料で現在残っているものは、(1)陪審公判始末簿、(2)予審終結決定書、(3)陪審説示集(4)問書集、(5)刑事判決書、(6)新聞報道などがある。それらを、出来る限り調査・収集するように務めた。

(注1) 各地の陪審裁判の実際、実例などに関する報告には、次の文献がある。

①「大分地方裁判所初陪審判決」『法律新聞』昭和3年11月3日。(注)我が国最初の陪審公判

②友次特派員「陪審初裁判傍聴記——水戸地方裁判所に於ける放火未遂被告事件——」『法律新聞』昭和3年11月10日、『法律新報』昭和3年11月15日。(注)水戸地裁最初の陪審公判

③「東京地方裁判所の初陪審」『法律新報』昭和3年12月25日、昭和4年1月5日・15日、『法律新聞』昭和3年12月30日。(注)東京地裁最初の陪審公判

- ④塚崎直義「寒子放火事件の陪審裁判」『改造』第11巻第2号、一九二九年二月。(注)③と同じ例
- ⑤記者「美人放火陪審傍聴記」『婦人公論』第14年第2号、一九二九年二月。(注)③と同じ例
- ⑥師岡廉治「陪審制度の将来 拷問による自白」『正義』第5巻第10号、帝国弁護士会・一九二九年一月。(注)水戸地裁の例
- ⑦三浦順太郎「陪審裁判松島五人斬事件之弁論」(三浦順太郎・一九三一年九月)。(注)長崎地裁の第1回・第2回の陪審公判
- ⑧長谷川瀏「陪審裁判警察官殺害事件の論告——此文を故警視庁巡查小澤長重氏の霊に捧ぐ——」『警察協会雑誌』第38号・第388号、一九三二年一〇月・二月。(注)東京地裁の例
- ⑨山崎有信「陪審裁判 殺人未遂か傷害か」(法律新報社・一九三六年四月)。(注)旭川地裁最初の陪審公判、札幌地裁最初の陪審公判および③と同じ例
- ⑩鈴木信雄「殺人鬼？ 冤罪？」『裁判あれこれ』鈴木信雄・一九五七年一〇月。(注)静岡地裁の例
- ⑪森長英三郎「ある陪審裁判」『史談裁判』、日本評論社・一九六六年一二月。後に、『新編史談裁判』第3巻、日本評論社・一九四四年六月に収録。(注)⑦長崎地裁第2回と同じ例
- ⑫浦辺衛『わが国における陪審裁判の研究——経験談による実態調査を中心として——』司法研修所調査叢書第9号(司法研修所・一九六八年三月)。(注)「陪審裁判が実施されていた当時の実態について、全国各主要都市の裁判所において裁判官、検察官、あるいは弁護士として直接これに関係された諸氏(注、15名)から聴取した経験談を中心として、陪審裁判について調査研究した結果」である。特に、福岡地裁、仙台地裁については、多くの実例が収録されており参考になる。
- ⑬熊谷弘「新聞報道を通じてみた東京地裁最初の陪審裁判——その審理の素描——」『判例タイムズ』第229号、一九六九年三月。(注)③と同じ例
- ⑭森長英三郎「美人放火未遂陪審裁判事件」『続史談裁判』、日本評論社・一九六九年八月。後に、『新編史談裁判』第3巻、日本評論社・一九八四年六月に収録。(注)③と同じ例
- ⑮森長英三郎「殺人未遂陪審事件」『史談裁判』第3集、日本評論社・一九七二年八月。後に、『新編史談裁判』第3巻、日本評論社・一九八四年六月に収録。(注)名古屋地裁最初の陪審公判
- ⑯田中茂樹「日本国憲法における陪審制度——歴史的分析——」(神戸大学教育学部研究集録)第48集、一九七三年二月。(注)③と同じ例および奈良地裁最初の陪審公判
- ⑰佐藤邦雄「なつかしい陪審制度」『自由と正義』第32巻第14号、一九八一年二月。(注)盛岡地裁の例
- ⑱利谷信義「貰い子殺人陪審裁判」(潮見俊隆・北野弘久・小田成光・鳥生忠佑・編『現代司法の課題』松井康浩弁護士還暦記念、勁草書房・一九八二年二月)。(注)⑩と同じ例
- ⑲知原信行「陪審制度——京都の動きを中心として」(『京都弁護士会々報』第193号、一九八三年一月。後に、『京都弁護士会会史 編纂委員会・編『京都弁護士会史』明治大正昭和戦前編、京都弁護士会・一九八四年一月に収録)。(注)京都地裁の全6例
- ⑳中野次雄「ある陪審事件の審理——一つの資料として——」(『法曹時報』第37巻第5号・一九八五年五月)。(注)東京地裁の例
- ㉑林正宏「仙台の陪審裁判について」『判例タイムズ』第630号、一九八七年五月。(注)仙台地裁の全16例
- ㉒小倉博「貰い子殺人事件——陪審裁判について」(『世のため人のため鈴木信雄伝』鈴木信雄先生追想録刊行委員会・一九八九年一月)。(注)⑩と同じ例
- ㉓梅沢利彦「施行準備と東京地裁陪審法廷」『陪審制 市民が裁く冤罪構造の克服』社会評論社・一九八九年三月。(注)③と同じ例
- ㉔藤村耕造「戦前の陪審裁判の経緯から」(『国民の司法参加を考える 陪審・参審』横浜弁護士会・一九九〇年一月)。(注)横浜地裁最初の陪審公判ほか6例
- ㉕小幡尚「北海道最初の陪審裁判——一九二八年、旭川地方裁判所における事例——」(『旭川研究(昔と今)』第14号、旭川市・一九九八年二月)。(注)⑨旭川地裁最初の陪審公判と同じ例
- ㉖橋本誠一「弁護士鈴木信雄と近代地域社会(2)」(『法政研究』第6巻第1号、静岡大学・二〇〇一年八月。後に、『在野「法曹」と地域社会』法律文化社・二〇〇五年三月に収録)。(注)静岡地裁最初の陪審公判およびそれに続く4例

②小幡尚「高知県における陪審法の運用」(『高知市立自由民権記念館紀要』第12号、二〇〇四年六月)。(注)高知地裁の全3例

③北井辰弥「横浜の陪審裁判について」(『桐蔭論叢』第13号、二〇〇五年二月)。(注)横浜地裁の全36例

④則武透「今裁判員制度を考える 新聞報道に見る80年前の岡山地裁の陪審裁判」(中国地方弁護士会連合会ニュース『かがやき』

No. 26・特集「裁判員制度」、二〇〇八年九月)。(注)岡山地裁最初の陪審公判

(注2) 次の雑誌・単行本には、陪審裁判の実情が報告されている。

- ①『法曹会雑誌』第7巻第10号・陪審法実施記念号(法曹会・一九二九年一〇月)
- ②『法曹公論』第35巻第9号・陪審法施行三周年・新民法実施二周年記念号(日本弁護士協会・一九三二年一〇月)
- ③『正義』陪審法施行三周年記念号(帝国弁護士会・一九三二年一月)
- ④『自由と正義』第17巻第5号・特集「陪審・参審制度」(日本弁護士連合会・一九六六年五月)
- ⑤『自由と正義』第35巻第13号・特集「陪審」(日本弁護士連合会・一九八四年二月)
- ⑥東京弁護士会・編『陪審裁判——旧陪審の証言と今後の課題——』(ぎょうせい・一九九二年二月)

なお、林正宏「わが国陪審裁判実施後の反響 法曹らによる感想集から」(『法学セミナー』第44号、一九九一年八月)には、前掲『法曹会雑誌』『法曹公論』(①②)に掲載された、全国各地の法曹から寄せられた陪審裁判についての「感想」・「法曹の声」が紹介されている。

(注3) 判例集には、『法律新聞』に掲載された陪審公判の上告審判決38件などを収録した、稲葉慶和・編『資料で見る陪審法判例集』(学術選書・二〇〇〇年八月)がある。また、『大審院刑事判例集』には、陪審公判の上告審36件の判例が掲載されている。『資料と4年6月25日18頁、昭和5年9月15日14頁)に前記両判例集に搭載されていない陪審公判の上告審判例2件(判例部分のみ)が収録されており、合計44件の上告審判決が残されている。

(注4) 陪審裁判に関する統計資料には、『刑事統計年報』(昭和3年、昭和15年)、『刑事統計要旨』(昭和16年、昭和18年)がある。

その他、前掲「陪審法ノ停止ニ関スル法律ヲ定ム」(『公文類聚』第67編・昭和18年・第127巻・司法3・刑事。国立公文書館所蔵)、岡原昌男「陪審法ノ停止ニ関スル法律ニ就テ」(『法曹会雑誌』第21巻第4号、一九四三年四月)、および『明治以降裁判統計要覧』(最高裁判所事務総局・一九六九年九月)がある。

(注5) 我が国で実施された陪審裁判の概要を把握するには、最高裁判所事務総局刑事局・編『我が国で行われた陪審裁判——昭和初期における陪審法の運用について——』(最高裁判所事務総局・一九九五年二月)が参考になる。なお、同書には、『日本陪審新聞』に掲載された「陪審裁判の実例」が3件(鳥取、大阪、仙台)収録されているが、『日本陪審新聞』の所蔵者は不明である。

(追注) 各地の「弁護士会史」中でも、その地の陪審公判について記述されていることがあるが、それらは各地の資料集において紹介した。(平成三〇年七月二四日・増田修記)

(1) 陪審公判始末簿

陪審公判始末簿は、各地方裁判所が保存しているが、事件毎に受理年月日、被告人氏名、起訴罪名、終局処理、処理年月日などが記入され、年度別に綴じられており、公判請求事件の総てを記載した第一審公判始末簿とは別に、陪審公判事件のみが記載された事件簿である。しかし、被告人が公訴事実を自白したり、陪審を辞退した事件については、終局処理欄にその旨記載され、第一審公判始末簿にもどされて、その後の処理・結果が記載されている。これらの事件簿によって、陪審裁判該当事件の処理状況を正確に把握することができるのである。

陪審公判始末簿については、すでに、林正宏「仙台の陪審裁判について」(『判例タイムズ』第630号、一九八七年五月)、および知原信行「陪審制度——京都の動きを中心として」(『京都弁護士会々報』第193号、一九八三年一月)後に、京都弁護士会会史編纂委員会・編『京都弁護士会史』明治大正昭和戦前編、京都弁護士会・一九八

四年一月に収録）が、仙台地方裁判所、京都地方裁判所においてそれぞれ調査して、仙台、京都の陪審事件の処理状況を紹介している。

(注1) 森静夫(元福岡高裁判事)は、『罪名別陪審受理事件数調(昭3～18)福岡地方裁判所』という一覧表を発表している(前掲・浦辺衛『わが国における陪審裁判の研究』、司法研修所・一九六八年三月。55頁～56頁)。この一覧表は、福岡地裁の陪審公判始末簿などを参照して作成されたものと思われる。

(注2) 学術的な調査・研究であれば、戦前の予審終結決定書、第一審公判始末簿、陪審公判始末簿などの裁判関係文書は、その閲覧・謄写は可能である。しかし、保存期間が終わった裁判関係文書は、遠からず国立公文書館に移管される予定という。

(注3) 広島地方裁判所、鳥取地方裁判所および松山地方裁判所には、陪審公判始末簿は保存されていない。

(追注) 鳥取地方裁判所の陪審公判始末簿は、その後の調査により発見され、「鳥取における陪審裁判」(『修道法学』第35巻第1号・二〇二二年九月)中の「二 鳥取における陪審公判一覧表」に追加記載された。なお、広島および松山の陪審事件の「年度別陪審事件処理状況」は、「松山における陪審裁判」(『修道法学』第36巻第1号・二〇一三年九月)に記載されている。(平成三〇年七月二四日・増田修記)

①山口地方裁判所が保存する陪審公判始末簿による、同裁判所の陪審事件の年度別陪審事件処理状況は、次の通りである。

昭和(年)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
旧受理			3	1	3	2	10	9	7	7

新受理	4	5	6	7	8	9	10	11	12
辞退	1	4	6	11	10	16	11	15	13
公訴棄却							1		
陪審公判	4	3	2	1	1				

(注1) 山口地方裁判所には、昭和12年までの陪審公判始末簿および第一審公判始末簿が保存されている。

(注2) 昭和9年および昭和11年の「公訴棄却」欄は放火被告事件であるが、公判開始以前に被告人が死亡したので、決定で公訴棄却された。なお、昭和4年の③事件は、陪審に付されたが、強姦致傷での起訴が猥褻の答申となったので、公訴棄却となった。

(注3) この表は事件単位ではなく、人数で作成されている。昭和12年の新受理44人中、8人は処理未済である。

(注4) 事件単位の「山口地方裁判所年度別陪審事件処理状況」は、「山口における陪審裁判(一)」(『修道法学』第32巻第1号・二〇〇八年九月)を参照されたい。

②岡山地方裁判所が保存する陪審公判始末簿による、同裁判所の陪審事件の年度別陪審事件処理状況は、次の通りである。

昭和(年)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
旧受理		1	4	3	1	5	6	3	2	
新受理	5	55	51	59	74	66	82	62	50	58

陪審公判	公訴棄却	辞退	自白
1		3	
7		20	24
2		19	31
1	1	16	43
1	1	26	42
		25	41
1		47	37
		37	26
	1	27	22
		26	34

(注1) 岡山地方裁判所には、陪審公判始末簿は、昭和12年まで保存されている。第一審公判始末簿は、昭和3年から昭和10年までと、昭和18年が保存されている。

(注2) この表は事件単位ではなく、人数で作成されている。昭和12年の旧受理2名、新受理58人中、処理未済はない。

(注3) 昭和6年、昭和7年の公訴棄却は、被告人の死亡による。昭和11年の公訴棄却も、死亡によるものと思われる。

(注4) 陪審公判始末簿では、嬰兒殺が全期間（昭和3年～昭和12年）を通じて44件あるのが目立つ。

(注5) 人数単位と事件単位の「岡山地方裁判所年度別陪審事件処理状況」は、「岡山における陪審裁判」(『修道法学』第33巻第1号・二〇一〇年九月)を参照されたい。

③松江地方裁判所が保存する陪審公判始末簿による、同裁判所の陪審事件の年度別陪審事件処理状況は、次の通りである。

松江地方裁判所年度別陪審事件処理状況

昭和(年)	旧受理	新受理
3		4
4		5
5		6
6		22
7		17
8	1	14
9		26
10		26

自白	辞退	公訴棄却	陪審公判
2	2		
2	3		
2	4		
17	3		2
12	2		2
4	10		1
1	24	(1)	
13	12	1	

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	公訴棄却	陪審公判
11		28	10	13		
12	4	11	5	9	(1)	
13		14	10	4		
14		10	9		1	
15		13	2	11		
16		8	1	7		
17		13		13		
18		2	2		2	

(注1) この表は、松江地方裁判所が保管する「陪審公判始末簿」に基づいて作成した。この表は事件単位でなく、人数で作成されている。

(注2) 昭和10年および昭和14年の「公訴棄却」は、被告人死亡により決定でなされたものである。昭和9年と昭和12年の「公訴棄却」覧の(1)名は、昭和9年新受理の事件であるが、公判手続停止(刑事訴訟法第352条第2項・病気のためと思われる)となり(共犯1名は陪審公判を辞退)、その後、昭和12年分に移記されていたが、昭和21年2月6日、決定で公訴棄却(被告人死亡による)となった。

(2) 予審終結決定書

公訴提起は、検事がこれを行なうが（刑事訴訟法第278条）、予審は、被告事件を公判に付すべきか否かを決するため、予審判事が必要な事項を取調べ（同法第295条）、公判に足るべき犯罪の嫌疑があるときは、決定を以て被告事件を公判に付する言渡をした（同法第312条。すなわち、予審終結決定書には、陪審公判における公訴事実が記載されている）。

（注1）予審終結決定書（謄本）は、各地方裁判所に保存されている。山口地裁では、「陪審公判結果一覧表」⑤⑦⑩⑫事件の4件が保存されていた。岡山地方裁判所には、高梁支部のものだけが残存している。なお、広島地方裁判所、鳥取地方裁判所、松江地方裁判所および松山地方裁判所には、予審終結決定書は残存していない。

（注2）鳥取地方裁判所における予審終結決定は、同裁判所「陪審公判結果一覧表」①事件の決定が『法律新報』（昭和4年7月15日、31頁）に掲載された「山陰最初の陪審裁判」に収録されている。

(3) 陪審説示集・問書集

陪審法第77条は、「弁論終結後、裁判長は、陪審に対し犯罪の構成に関し法律上の論点及問題と為るべき事実並証拠の要領を説示し、犯罪構成事実の有無を問ひ、評議の結果を答申すべき旨を命ずべし」と定める。説示と問書が、陪審員の判断に与える影響は極めて大きく、その実例を検討する必要がある。

陪審裁判における説示・問書は、『陪審説示集』（司法省刑事局・一九二九年一〇月）、『名古屋控訴院管内陪審説示集』（名古屋控訴院・一九三〇年二月）、『陪審問書集(一)』（『法曹会雑誌』第7巻第7号・一九二九年七月。後に、司法省刑事局陪審係『陪審問書集』第1輯、司法省刑事局・一九二九年に収録）、および「説示例」・「問

書集」（『法曹会雑誌』第7巻第10号・一九二九年一〇月）に収録されている。

（注1）『陪審説示集』には、「昭和3年より昭和4年9月に至る、各地方裁判所の陪審裁判に於ける若干の説示又は公判調書説示部分」56件が収録されている外、公訴事実の概要も記載されている。広島②⑤事件、山口①②事件、岡山②③⑤事件、鳥取①事件が収録されている。

（注2）「説示例」には、公訴事実の概要および問書も収録されている。「説示例」には、鳥取の①事件が収録されている。また、「問書集」には、公訴事実の概要および答申も記載されている。「問書集」には、広島①②事件、山口①事件、岡山①②事件が収録されている。

（注3）『名古屋控訴院管内陪審説示集』には、名古屋控訴院管内の陪審公判10件について、予審終結決定・諭告案・説示案・問書・答申・検事論告・弁護人弁論が収録されている。

（注4）齋藤悠輔「陪審問書集（一）」（『法曹会雑誌』第7巻第10号、一九二九年一〇月。293頁〜297頁）は、「問書（7）」（静岡地方裁判所殺人被告事件・昭和3年12月21日判決）は、陪審員に対して出した問書の発問が不十分であったため、不備（または齟齬）がある答申がなされたと指摘している。この事例を取りあげて、説示と問書が陪審員に与える影響を論じたものに、藤田政博『司法への市民参加の可能性——日本の陪審制度・裁判員制度の実証的研究——』（有斐閣・二〇〇八年一月）がある。

（注5）陪審員と裁判官の判断が相違する原因を、『陪審説示集』に収録されている放火被告事件と殺人被告事件を取り上げて考察したものに、安村勉「陪審制と参審制——刑事裁判への素人の影響力——」（『上智法学論集』第25巻第2・3号、一九八二年二月）がある。

(4) 刑事判決書

陪審公判にかゝる刑事判決書原本は、陪審公判が行われた各地方裁判所所在地の地方検

察庁に保存されており、学術的な調査・研究の場合には閲覧・謄写が可能である。

①広島地方裁判所で行われた陪審裁判の刑事判決書原本は、庄原区裁判所倉庫に疎開されていたので原爆による被災を免れ（教野文明「原爆とアーカイブズ」、『国文学研究資料館紀要』アーカイブズ研究 篇第1号、二〇〇五年三月、45頁）、上告審判決書謄本も含めて広島地方検察庁に保存されている。しかし、無罪となった⑤事件の判決書は、保存期間が永久ではなかったためか、保存されていない。

②山口における陪審裁判の刑事判決書原本は、上告審判決書謄本も含めて山口地方検察庁に保存されている。また、⑫事件の中、通常裁判で審理された死体遺棄教唆事件の判決書原本も保存されていた。しかし、公訴棄却となった③事件、ならびに無罪となった⑤⑧事件の判決書は、保存されていない。

③岡山における陪審裁判の刑事判決書原本は、第二次世界大戦末期に空襲により焼失したようで、岡山地方検察庁には、保存されていない。

④鳥取における陪審裁判の刑事判決書原本は、上告審判決書謄本も含めて鳥取地方検察庁に保存されている。また、③事件の中、通常裁判で審理された脅迫被告事件の広島控訴院判決書謄本・大審院判決書謄本も保存されていた。しかし、公訴棄却となった①②事件、④事件中の無罪となった略取誘拐事件および⑤事件の判決書、ならびに更新された⑦事件の決定書は保存されていない。

⑤松江における陪審裁判の刑事判決書原本は、上告審判決書謄本も含めて松江地方検察庁に保存されている。また、⑤事件の中、通常裁判で審理された非現住建造物放火・死体損壊事件は、上告審判決書謄本だけでなく、広島控訴院の控訴審判決書謄本も保存されて

いる。しかし、更新された③事件の決定書は保存されていない。

⑥松山における陪審裁判の刑事判決書原本は、上告審判決書謄本も含めて松山地方検察庁に保存されている。しかし、無罪となった①事件の判決書は保存されていない。

（注1）通常の刑事訴訟手続では、判決書は、証拠を挙げて事実を認定するので長文になる。これに対して、陪審裁判では「陪審の評議に付して、事実の判断を為したる旨を示すべし。有罪の言渡を為すには罪となるべき事実及法令の適用を示すべし。」（陪審法第97条）と定められているので、判決書には、陪審の評議に付して事実の判断をした旨が記されて、その理由欄は、証拠を挙げて事実の認定をすることはなされず、罪となるべき事実、および、それに対する法の適用だけから成立しているため、簡単なものが多い。しかし、判決書には、判決日、犯罪事実、適用条文、刑期、勾留日数中刑期算入の有無程度、刑の執行猶予の有無、訴訟費用・陪審費用負担の有無程度、押収物の処分、ならびに判決に関与した裁判官と検事の氏名などが記録されている。

（注2）検察庁が保存している刑事判決書は、明治一五年までのものは、国立公文書館に移管されており、それ以降のものも順次移管される予定であるという。

（5）新聞報道

①広島島の陪審裁判については、『芸備日日新聞』および『中国新聞』に報道されている。

『芸備日日新聞』は、呉市立中央図書館内に所在する呉市総務部市史文書課にあるコピー版（明治19年1月30日〜昭和14年12月31日）、あるいは広島県立公文書館にあるコピー版（明治27年9月16日〜大正7年5月31日）を閲覧・謄写できる。『中国新聞』は、広島県立文書館および呉市総務部市史文書課において、コピー版を閲覧・謄写できる。

②山口の陪審裁判は、『防長新聞』、『関門日日新聞』および『馬関毎日新聞』などに報

道されている。それらは、山口県立山口図書館において、その縮刷版により閲覧・謄写できる。

③岡山の陪審裁判については、『山陽新報』および『中国民報』に報道されており、これらの縮刷複製版は、岡山県立記録資料館および岡山県立図書館において閲覧・謄写できる。

④鳥取の陪審裁判は、『鳥取新報』、『因伯時報』および『大阪朝日新聞』（山陰版、鳥取版）に報道記事があるが、それらは鳥取県立図書館において、『鳥取新報』、『因伯時報』コピー版を閲覧謄写でき、『大阪朝日新聞』（山陰版、鳥取版）は、マイクロフィルムにより閲覧謄写できる。

⑤松江の陪審裁判は、『松陽新報』および『山陰新聞』に報道されており、島根大学附属図書館および島根県立図書館において、マイクロフィルムにより閲覧・謄写できる。

⑥松山の陪審裁判は、『海南新聞』、『伊予新報』、『愛媛新報』および『大阪朝日新聞』（香川愛媛版）に報道されており、愛媛県立図書館において、マイクロフィルムにより閲覧・謄写できる。

（注1）陪審法が施行されていた当時、発行されていた新聞は、『地方別日本新聞史』（日本新聞協会・一九五六年九月）を参照し、それらの新聞が所蔵されている機関は、国立国会図書館のウェブ・サイト「全国新聞総合目録データベース」で検索できる。なお、各県立図書館に問合わせれば、「郷土の新聞」についての保存状態が判る。

（注2）『法律新聞』には、昭和3年10月末から昭和4年10月末頃までの間、各地の陪審公判についての報道記事がかなり見える。また、「ヨミダス歴史館」（読売新聞社）、「朝日新聞戦前紙面データベース」（朝日新聞社）でも、多数の陪審公判の報道記事が検索でき

る。

（注3）「朝日新聞」と「東京日日新聞」（現在の毎日新聞）の当時の地方版のマイクロフィルムは、国立国会図書館および各地県立図書館が所蔵している。

5 陪審裁判の問題点

広島控訴院管内における陪審裁判に関する分析・解題は、同院管内の各地方裁判所で行われた陪審裁判に関する資料調査が終わってから行う予定であるが、注目している問題点をいくつか指摘しておく。

（1）裁判長の説示

裁判官の陪審員に対する説示に関しては、東京弁護士会・編『陪審裁判——旧陪審の証言と今後の課題——』（ぎょうせい・一九九二年二月）で取り上げられている。その中で、増田幸次郎（弁護士）は、「説示については、誘導的であったとかという非難は毫もなかったと考えております。」（263頁）というが、丹生義孝（当時司法官試験）は、「有罪らしいと考えたら、有罪の答申が出るような説示をやる。」（346頁）といい、青柳盛雄（弁護士）は、「説示というのは、完璧に検事の代弁だね。」（255頁）という。

そして、陪審公判の上告事件における弁護人の上告趣意を見ると、裁判長の説示は陪審員に対して巧みに有罪を示唆しているという趣旨の主張をしているものが多い。説示に対しては、異議を申立ることは出来ない（陪審法第78条）のであるから、裁判長の説示は、陪審員の評議に決定的な影響力を持っていたと考えられる。裁判長の説示が、そのような傾向

を帯びていたか否かに関しては、「説示集」に収録された説示と「陪審公判上告審判例」に記載された弁護人の上告趣意などを検討する必要があるが、大審院の判断をみると、原審（第一審の陪審公判）が破毀された事件は、七例に止まる。

（注1）坂田豊吉（東京弁護士会所属弁護士）は、「殺人でも放火でも、その動機原因から、素人の陪審員に無罪を納得させられる事件でない」と、陪審裁判にすることは危険であった。いわば丁半賭博のようなもので、余程自信がないと危うくてやれなかった。」という（前掲・浦辺衛『わが国における陪審裁判の研究』司法研修所・一九六八年三月。106頁）。

（注2）上告審において、第一審の陪審公判判決が破毀された事件で、『大審院刑事判例集』と『法律新聞』に記載されたものは、次の6件（内1件は自判、5件が差戻・移送）である。差戻・移送後の公判では、少なくとも3件は、陪審公判ではなくて通常手続で審理されている。

①殺人窃盗被告事件・第一審広島地裁昭和3年11月30日判決（懲役8年）

昭和4年5月3日大審院判決は、原審が殺人と窃盗を併合罪としたの対し、観念的競合であるとして、原判決を破毀し懲役8年と自判した（『大審院刑事判例集』第8巻第6号259頁・『法律新聞』昭和4年9月25日4頁）。上告審においては、弁護人は、裁判長は説示に当たり（記録上は論告として記載）、弁護人の弁論に対し反駁的意見を述べたのは不法であるとして主張したが、大審院は、証拠の真否及罪責の有無に関して言及した点がないので、違法ではないとした。

②強盗傷人被告事件・第一審千葉地裁昭和4年6月12日判決（懲役3年6月）

昭和4年10月8日大審院判決は、原判決を破毀し東京地裁へ移送した（『大審院刑事判例集』第8巻第9号464頁、『法律新聞』昭和4年12月30日9頁）。千葉地裁の陪審公判では、検事は論告において強盗傷害のうち強盗の事実は放棄し単なる傷害として論告をしたが、裁判長は陪審員に対し、強盗の意思があったか否かについて詳細に説示した上で、主問として強盗傷害について諮問した。評議の結果、「然り」の答申となり、検事は「苦笑しながら」懲役7年を求刑し、判決は懲役3年6月であったので、被告人が上告

した（『法律新聞』昭和4年6月20日）。上告審においては、弁護人は、裁判長が公判期日に反証提出の告知をしなかったため刑事訴訟法第347条に背戻すると主張し、大審院はこれを容認して原判決を破毀した。

破毀移送後の東京地裁では、被告人が陪審を辞退したので通常手続で審理し、検事の懲役7年の求刑に対し、強盗を認めず傷害と認定し罰金100円と判決した（『東京朝日新聞』昭和4年12月12日朝刊7面、『読売新聞』昭和4年12月12日朝刊7面、『法律新聞』昭和4年12月23日19頁）。

③殺人被告事件・第一審千葉地裁昭和4年10月18日判決（懲役12年）

昭和5年4月23日大審院判決は、原判決を破毀し東京地裁へ移送した（『大審院刑事判例集』第9巻第4号257頁、『法律新聞』昭和5年7月8日9頁）。第一審陪審公判では、被告人は当初から被害者の前額部の傷について、被告人が自白した「なた」による傷では無いと主張して、鑑定を求めていた。上告審においては、弁護人は、裁判長が説示において被告人の性質、犯罪後の情状を説示したのは違法であると主張したのを、大審院はこれを容認して原判決を破毀した。

破毀移送後の東京地裁では、通常手続により懲役10年の判決があったが、被告人は控訴した。東京控訴院では、凶器を鑑定したところ、被害者の頭部の傷と符合しないことが証明され、証拠不十分で無罪となった（『東京朝日新聞』昭和7年2月19日夕刊2面、『読売新聞』昭和7年2月19日夕刊2面）。

④放火並放火未遂被告事件・第一審名古屋地裁昭和6年4月24日判決（懲役5年）

昭和6年11月2日大審院判決は、原判決を破毀し差戻した（『大審院刑事判例集』第10巻第10号517頁、『法律新聞』昭和6年12月20日13頁）。大審院は、裁判長が第一次弁論の終結後、公判準備手続において被告人のなした供述の要領を説示するには、その弁論終結前にその供述を録取した公判準備調書を書証として公判廷に頭出し、これを被告人に読聞けその意見反証を求める必要があるが、これをしなかったのは違法であるとして、原判決を破毀した。

⑤放火被告事件・第一審甲府地裁昭和8年10月31日判決（懲役6年）

昭和9年3月10日大審院判決は、原判決を破毀し差戻した（『大審院刑事判例集』第13巻第3号254頁、『法律新聞』昭和9年6月

30日12頁)。大審院は、公判準備手続においてなした検証の結果は、公判廷において適法に証拠調べ手続を経ない限り、裁判長の説示中に包含させることはできないとして、原判決を破毀した。

破毀差戻後の甲府地裁では、通常手続により検証調書の証拠調べが行われ有罪となった(東京弁護士会『陪審裁判——旧陪審の証言と今後の課題——』「ぎょうせい」一九九二年二月、123頁、124頁)。

⑥殺人事件・第一審大津地裁昭和12年8月9日判決(懲役10年)

昭和13年1月24日大審院判決は、原判決を破毀し京都地裁に移送した(『大審院刑事判例集』第17巻第1号1頁、『法律新聞』昭和13年3月30日6頁)。弁護人は、陪審員の犯罪事実認定には誤認があるが、これを上告理由と出来ないのは遺憾であるとして、裁判長の証拠説示の違法を上告理由とした。すなわち、自殺と断定すべき証拠があるにも拘わらず、裁判長は被告に不利な証拠のみを採って、陪審員に説示したのは、陪審法の精神に違反すると主張した。大審院は、これを容れて原判決を破毀移送した。

破毀移送後の京都地裁では、通常手続により有罪(懲役7年)となった。更新の大阪控訴院でも有罪(懲役7年)となり、上告審の大審院は破棄自判して懲役7年であった。

(注3) 陪審公判による横浜地裁昭和8年9月19日判決(放火・懲役5年)は、上告審において説示が不公平であったとして破棄差戻となったが、『大審院刑事判例集』、『法律新聞』には登載されなかった。

この事件は、差戻審の陪審公判(横浜地裁昭和9年11月22日判決)でも有罪(懲役5年)となった(北井辰弥「横浜の陪審裁判について」、『桐蔭論叢』第13号、二〇〇五年一月)。

(注4) 昭和4年には陪審公判数143件、無罪件数14件で、無罪率は10.7%であったが、昭和5年には陪審公判数66件、無罪件数3件で、陪審公判数は激減し無罪率は4.76%に低下している(岡原・前掲論文。20頁、21頁)。

その原因は、裁判長の説示により有罪となったと考えられる事態が多発したために、陪審公判を受ける者が減少したのではあるまいか。例えば、岡山地裁⑤事件(放火未遂被告事件・昭和4年3月29日判決)は、新聞記事、説示、上告審判決理由から判断すると無罪と思われるが、説示による巧みな誘導のため有罪となり、上告したが棄却された。

(追補) 全国調査の結果、原審(第一審の陪審公判)が上告審で破毀された事件は、七例ではなく九例あることが判明した。以下に追加二例を追補する。(平成三〇年七月二四日・増田修記)

8	OU源作・外1	(弁護士) 大道寺慶男	強盗殺人・被告人源作(死刑・求刑死刑)、 強盗殺人幫助・被告人てる(懲役5年・求刑懲役5年) 破毀移送(名古屋地方裁判所) 強盗殺人(無期懲役)・住居侵入強盗幫助(懲役2年執行猶予3年)
原審	岐阜⑥	強盗殺人・同幫助被告事件昭和10・7・16判決	強盗殺人・被告人源作(死刑・求刑死刑)、 強盗殺人幫助・被告人てる(懲役5年・求刑懲役5年)
上告	大審院	強盗殺人・同幫助上告事件昭和10・11・19判決	破毀移送(名古屋地方裁判所)
差戻	名古屋(通常)	強盗殺人・同幫助被告事件昭和11・12・28判決	強盗殺人(無期懲役)・住居侵入強盗幫助(懲役2年執行猶予3年)
	名古屋控訴	強盗殺人・同幫助控訴事件昭和13・8・1判決	強盗殺人(死刑)・住居侵入強盗幫助(懲役2年執行猶予3年)
	名古屋控訴	強盗殺人上告事件昭和13年□月□日判決	公訴棄却(被告人源作・昭和13年10月20日病死)
	大審院	強盗殺人幫助上告事件昭和13・11・25判決	住居侵入強盗幫助(被告人てる・懲役2年執行猶予3年)

9	YWちよの	(弁護士) 野々山藤重・原審のみ拂善市・原審のみ長谷川正明・上告審のみ赤井幸夫	殺人(懲役8年・未決勾留150日算入・求刑懲役8年) 破毀(差戻)
原審	名古屋⑩	殺人被告事件昭和14・11・10判決	殺人(懲役8年・未決勾留150日算入・求刑懲役8年)
上告	大審院	殺人上告事件昭和15・3・30判決	破毀(差戻)
差戻	名古屋(通常)	殺人被告事件昭和15・7・11判決	殺人(懲役6年・未決勾留1年算入)

(2) 陪審員の答申

次に、陪審公判においては、陪審員の評議の結果、殺人が傷害致死、殺人未遂が傷害、放火が放火未遂、放火未遂が器物損壊と縮小認定して評決されることがある。また、被告人に同情すべき事情があるときは、無罪や軽い刑が評決される傾向があるという。例えば、山口の①尊属傷害致死被告事件は、実父が酒に耽り家業の瓦製造に励まず、その子である被告人と不仲であったところ、父親が酩酊して帰宅し親子げんかとなり、被告人が垂木で父を殴打して死に至らしめた事件であるが、傷害の評決となった。

このような縮小認定の現象に対して、矢崎憲明（山口地方裁判所長）は、更新して再陪審にはしないが、量刑で調節すべきであろうという。すなわち、「〔注、答申は〕……被告人の責任を重からしめんよりは、軽からしめんとする傾向があり、動もすれば、消極に流れんとする嫌ありと雖も、失当を見ず。……甚だしき失当の場合には、再陪審も已むなきも、其他は之を採択し刑の裁量等によりて、適当に調整すべき乎」という『法曹会雑誌』第7巻10号・一九二九年一〇月。165頁。この考え方は、ある意味では陪審員の判断を軽視するものである。実際の量刑に、そのような傾向があるかどうかも分析する必要がある。

〔注1〕田中茂樹は、「陪審公判においては、被告人に同情すべき事情があるとき、あるいは尊属殺人未遂事件で被害者が宥恕しているときなど、陪審が無罪の評決をしがちであることは事実であろう。しかし、このことは、陪審制度の短所ではなく長所と考えるべきではないだろうか。庶民は、仮にそのことにより間接的には不利益をこうむるとしても、同情すべき犯人に対しては寛大なところがある。このように、犯罪とそれに対する制裁とのバランスを民衆みずからのイニシヤティブに委ねるところこそ、陪審制度の一つの意義があるのではなからうか」という（前掲・田中茂樹「日本国憲法における陪審制度」『神戸大学教育学部研究集録』

第48集、一九七三年二月）。

〔注2〕殺人が傷害致死、殺人未遂が傷害の評決と縮小認定される事例があるのは、陪審員には「未必の故意」が理解し難かったことであろう（佐藤龍馬「陪審事件統計」『法曹会雑誌』第7巻第10号、一九二九年一〇月。328頁）。また、放火を放火未遂、放火未遂を器物損壊と陪審員が評決するのは、「独立燃焼説」が社会常識から受入れ難かつたからとも思われる（山口地方裁判所検事正杉本時三郎「放火罪の既遂に就て」『法律新聞』昭和4年10月13日3頁）。

〔注3〕広島控訴院管内においては、縮小認定は56件中19件に及び、縮小認定率は33・93%に達する。また、無罪は56件中6件（内1件は一部無罪）で、無罪率は10・71%である。縮小認定と無罪を合計した、被告人の主張が容認された率は、44・64%である。全国的な傾向も、同様ではないかと思われる。

(3) 予審訊問調査の証明力

陪審法第71条は、「証拠ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外裁判所ノ直接ニ取調ヘタルモノニ限ル」と定めて、証拠の直接主義を宣言している。しかし、予審判事が作成した、被告人、証人などに対する訊問調査は、「被告人又ハ証人公判外ノ訊問ニ対シテ為シタル供述ノ重要ナル部分ヲ公判ニ於テ変更シタルトキ」は、裁判官によって証拠能力ありとして証拠に採用することが出来る（陪審法第73条第2号）。そして、佐伯は、「陪審裁判においては、証拠の証拠能力と証明力との区別が現実重要な意味をもつてくるのである。……そのようにして採用された証拠によって有罪の認定ができるかどうか（証明力）の判断は、……裁判官でなく陪審員に委ねられるのであるから、証拠を採用した裁判官にも、その証拠の証明力についての陪審員の判断を左右する力はないからである。」という（佐伯千俣『陪審裁判の復活』第一法規出版・一九九六年七月。211頁）。

しかしながら、被告人が予審問調書において自白しているが、陪審公判では公訴事実を否認したとき、陪審員がそのいづれを採択するかについては、検事の論告、弁護士弁論をふまえて行い、裁判長の説示如何にかかっているのではあるまいか。

証人が、予審問調書において被告人に不利な供述をしているのを、陪審公判廷において翻した場合も、同様であろう。

(注1) 矢崎憲明は、「陪審員は」……審理に立会し、頗る熱心に傾聴注意し、評議に入りても証拠物を取寄せ実験する等、頗る緊張荷もせざる態度あるを見る。」というように(前掲『法曹会雑誌』第7巻第10号、一九二九年一〇月。164頁)、陪審員は真摯に公判に臨み、評議をしたと思われる。そして、山口における昭和6年5月28日判決強盗殺人被告事件(⑧事件)のように、予審免許の決定を受けたところ、抗告されて広島控訴院予審部が犯罪疑わしきものなりと決定したため、山口地方裁判所において陪審公判となったが、陪審公判において審理の結果、遂に無罪の判決が出た例もある。

(注2) しかし、岡山地方裁判所陪審公判昭和4年3月29日判決放火未遂被告事件(⑤事件)では、裁判長はその説示において、「……公判に在りては、被告人証人等は多数の者の面前に於て供述証言を為すべきものなるを以て、何となく自己の非行他人の悪口等は申立難き傾向なきや否や、一方他人の立聞きをも許さざる只刑事書記二人のみなる予審廷に於ては、公判の如き他を憚るの意を生ずべきことなるべきや否や、或は予審は右の如く密行なるを以て如何にも残酷なる取調を行ふものにあらずやと疑ふ者なきにしもあらざれども、被告人の場合に於ても其訊問に付ては親切丁寧を旨とすべきこと我刑事訴訟法の命するところなり。仍て予審の性質は如何及法律の判事の取調に対し命するところ如何等の点に付考覆すると共に、被告人公判又は公判準備手続に於て犯行を否認するにあらざれば陪審公判を開廷するに至らざる点並に予審に於て犯罪を自白し居りたる被告人の公判に於て否認したる理由如何等の点等に付ても十分留意の上事案の真相を判断し、之より提供すべき問に答へられんことを求む」と説示している。

この説示は、直接は「証拠の真否及罪責の有無に関し意見を表示」していないが(陪審法第七七条)、予審での供述は信頼できるように誘導している。結果は、裁判長の巧みな説示に誘導されて、陪審の評議は有罪であった。しかし、警察官は被告人の自白については誘導したことを認め、証拠物も被告人との関係は希薄であり、無罪と思われる事案である。(前掲「岡山における陪審裁判」⑤事件。67〜72頁、124〜129頁、144〜151頁)。

(注3) 証人については、陪審公判において予審問調書の供述を翻す例は多い。その場合、検事は証人を偽証容疑で取調べて、訊問の再開を求め、訊問調書通りに証言させたり(前掲「岡山における陪審裁判」⑨事件。135〜136頁)、偽証で証人が起訴され、有罪となった例もある(鳥取地方裁判所②事件。『因伯時報』昭和4年11月12日、11月15日)。

証人の偽証は、民事刑事とも多く、防止の必要性が説かれている(芥潔「偽証の防止の必要性」・『法律新聞』昭和10年9月3日)。(注4) 検察官の作成したいわゆる検面調書は、公判廷の供述がそれと異なる場合には、現行刑事訴訟法では同法第321条第1項第2号(信用すべき特別の情況の存するときに限る)により有罪認定の証拠とすることができるとは、陪審法では証拠能力が認められない。単に、供述者の死亡、疾病その他で召喚できない場合にしか証拠にできない(陪審法第74条)。しかし、大審院は、検面調書を供述者に対する訊問の資料として使用し、その証言を採って罪証に供することを認めているので、陪審法の規定は骨抜きとなっている(濱田元旦「聴取書の内容を証言に採りて罪証となすことに就て」・『法律新聞』昭和11年10月20日)。

(4) 陪審公判の無罪率

陪審の評議に付された事件数とその無罪件数だけを見て、陪審裁判は通常事件と比較して無罪率が非常に高いといわれている。すなわち、利谷信義は、「日本の陪審法が、きわめて重大な欠陥をもっていたことは明らかである。にもかかわらず、人権擁護のために一定の役割を果たしたことは認めてよいであろう。一四年半の実績は、陪審裁判の総件数にして四八三件、陪審裁判を受けた人員にして総計六一一名、そのうち無罪九四名(二五・四%)であり、無罪率は同時期の一般刑事事件の無罪率が一・二〜三・七%であったことと比較

すると格段に高い」という(利谷信義「日本の陪審法」・『自由と正義』第35巻第13号、一九八四年一月)。

しかし、佐伯千伋は、「陪審事件の無罪率は、被告人が始めから公訴事実を否認している事件のみの無罪率であつて、自白事件を含んでいないのであるから(法七条、被告人が公訴事実を否認し争っている事件と、それを争わず認めている自白事件との双方を含んで通常の刑事裁判(職業裁判官のみによって裁判される)の無罪率とは、同一の標準で比較することはできない。…特に通常の刑事事件では、被告人が公訴事実を争わず始めから認めている自白事件——それらは殆ど有罪になる——が大部分であつて、否認事件——無罪の大半は此の中から出る——は少数の例外なのであるから、その両者を合わせた通常の刑事裁判の無罪率が低いのは、当然だからである。両者の無罪率を形式的に比較しただけでは意味がない。」という(佐伯・前掲『陪審裁判の復活』14頁)。

(注1) 陪審公判における無罪率と比較する対象は、陪審公判を辞退して通常公判において、公訴事実を否認して争つて無罪となった無罪率であろう。しかし、「辞退する者の大部分は同時に自白もして居る模様である」(司法書記官潮道佐「陪審所感」・『法曹会雑誌』第7巻第10号、一九二九年一〇月、249頁)というが、通常公判において無罪かどうか争つた事件数に関する統計資料は存在しない。

そこで、『刑事統計年報』によつて、昭和3年から昭和10年までの、放火と殺人について陪審公判と通常公判の無罪数を見ると、次の通りである。ただし、昭和3年の陪審公判の数字は、同年10月から12月の件数である。陪審公判の母数は有罪・無罪・更新である(公訴棄却は、陪審公判によるものと、死亡によるものとが統計上区別されていないので除外した)。通常公判については、公訴事実を否認して争つた母数は不明である。陪審公判の無罪件数と通常公判の無罪件数だけを比較すると、通常公判で無罪となった件数も少なくないのである。

「放火」昭和3年(陪審7件中3、通常30)、昭和4年(陪審36件中10、通常8)、昭和5年(陪審28件中2、通常11)、昭和6年(陪審25件中10、通常11)、昭和7年(陪審30件中11、通常11)、昭和8年(陪審21件中4、通常15)、昭和9年(陪審16件中5、通常7)、昭和10年(陪審9件中7、通常11)
「殺人」昭和3年(陪審15件中3、通常9)、昭和4年(陪審41件中3、通常10)、昭和5年(陪審22件中0、通常11)、昭和6年(陪審19件中7、通常10)、昭和7年(12件中陪審2、通常9)、昭和8年(陪審5件中2、通常5)、昭和9年(陪審6件中1、通常6)、昭和10年(陪審4件中2、通常10)

(注2) 我が国の陪審公判は、総て否認事件であるが、昭和3年から同17年の全件数484件の陪審公判のうち無罪は81件で、無罪率は16・7%である。また、陪審の更新がなされ再陪審となった24件(放火18件、殺人6件)の中、17件(放火12件、殺人5件)は有罪となり、6件(放火5件、殺人1件)は再度無罪、1件(放火1件)は公訴棄却であつて、無罪率は25%である。(岡原・前掲論文。20頁〜21頁)。ただし、更新には、この24件とは別に、東京地裁(昭和8年・放火1件、再陪審無罪)、甲府地裁(昭和10年・尊属殺人1件、「問書」の殺人・傷害致死・正当防衛の何れも「然り」であつたので更新された。再陪審有罪?)があり、「総件数表」でも、これらは更新数に算入されていない。

(注3) 岡原昌男は、陪審の評議に付された場合、殺人罪と放火罪については、他の罪名の事件よりも無罪率が高いことに注目している(前掲・岡原「陪審法ノ停止ニ関スル法律ニ就テ」・『法曹会雑誌』第21巻第4号、一九四三年四月。20頁〜21頁)。すなわち、「無罪判決の割合は、殺人罪に於て全体の六分三厘、放火罪に於て三割一分にして、之を昭和十一年より十五年迄五ヶ年間の通常手続に依る第一審無罪判決の刑法第八八条現住建造物等放火に於る五厘七毛、同法第九十九条殺人罪に於る七毛の各割合に、夫々比較するときは、著しく高率なることが看取せられ、此の点は仮令陪審の評議に付せられる事件が公判に於ける被告人否認の事件のみであるとするも、大いに注目し得る処である」という。

陪審公判では、放火罪は、自白を除くと証拠に乏しい事件が多いので、無罪の評決が出易い。そして、殺人罪は、殺意を否認する場合が多く、傷害・死亡した事実は認められて傷害・傷害致死が認定されるので、放火に比べて無罪の評決は出にくい。

(注4) 昭和3年から昭和15年までの間に陪審の評議に付せられた事件の地方裁判所別終局結果(有罪・無罪・更新の各件数)によると、無罪3件以上あるいは更新2件以上は、東京61件中(無罪10件、更新4件)、横浜36件中(無罪10件、更新3件)、大阪31件中(無罪1件、更新2件)、仙台16件中(無罪9件、更新1件)、秋田21件中(無罪7件、更新2件)、千葉26件中(無罪6件)、新潟19件中(無罪4件)、名古屋18件中(無罪4件)、大分23件中(無罪4件、更新1件)、宇都宮7件中(無罪3件)、釧路4件中(更新2件)である。そして、51地方裁判所中、無罪0件は23地方裁判所、無罪1件は15地方裁判所、無罪2件は4地方裁判所である(前掲・最高裁判所『我が国で行われた陪審裁判』236頁〜237頁)。

これを見ると、陪審公判の無罪率には、罪名差だけではなく地域差もあることが解る。特に、仙台的無罪率が高い原因については、前掲・浦辺衛『わが国における陪審裁判の研究』(司法研修所・一九六八年三月)の「第一三話・山井浩氏談(当時仙台地裁次席検事)「および「むすび」」の中で、論じられている。これに対する反論としては、福島一郎「陪審制への抗議について」『法曹公論』第43号、一九三六年七月)がある。

6 おわりに

(1) 陪審公判が少なかった原因

我が国の陪審事件は、無罪率が高いのに、陪審の評議に付せられた事件数は、予想を越える少なさで、不振であったとされている。

昭和一八(一九四三)年四月、岡原昌男(当時司法書記官、第八代最高裁判所長官)は、陪審の評議に付せられる事件が激減した最大の原因は、「被告人が事件を陪審の評議に付することを辞退したことに在るのであるが、陪審辞退の理由は想像するに、陪審の答申を採択して事実の判断を為した判決に対しては控訴を為すことを得ないのみならず、事実誤認を理由とする思ふ。」という(岡原・前掲論文。18頁)。

(注) 請求陪審では、有罪になると、刑事訴訟費用法に基づく証人・鑑定人などに対する日当・旅費・止宿料などの訴訟費用の全部または一部を負担し(刑事訴訟法第237条)、更に陪審法に基づく陪審費用、すなわち陪審員に対する呼出費用・旅費・日当・止宿料を訴訟費用の一部とし(陪審法第106条)、その全部または一部を負担する(陪審法第107条)。また、法定陪審では、有罪になっても陪審費用を負担することはないが(陪審法第107条、刑事訴訟費用法に基づく訴訟費用は負担する(刑事訴訟法第237条)。陪審公判では、直接主義の原則(陪審法第71条)から、多数の証人・鑑定人訊問を行うので、訴訟費用は多額に上るのである。

控訴が出来ない、上告しても事実誤認の主張が出来ない、無罪の答申があっても裁判所は再陪審に付することが出来るなど、被告人にとって不利益な諸点を有する陪審裁判は、施行の当初から避けて通られる運命にあった。しかも、もともと法定陪審事件の多くは自白事件であるから、公訴事実を否認する陪審公判(陪審法第7条)の事件数が少ないのは当然であった。そして、岡原・前掲論文は、被告人が陪審を辞退した理由の一つに「陪審の評議に付しても被告人等が期待した程に、左程多くの無罪判決が言渡されなかったと謂ふ過去の事実」を挙げているが、その原因は、裁判長の説示の内容が、「証拠の真否及罪責の有無に関し意見を表示することを得ず」という陪審法第77条に直接違反してはいなくても、

有罪に誘導していると被告人側が受け取るようなものであったからであって、被告人が陪審公判を辞退するのは自然の流れであつたと思われる。

(注1) 平山六之助(東京弁護士会所属弁護士)は、「陪審法の失敗と改正弁護士法の不備」(『法律新聞』昭和6年1月10日)において、「滿三年に亙る陪審法の実施の跡に徴すると、最近の司法省統計に依れば、陪審事件として裁判されたものは、実施当時の予想の廿分の一にも達しない。これ何の為か。司法当局は、数の少なきを以て失敗とは言へないと声明して居るが、事實は全く之に反して頗る不評判である。この不評判なる理由は、手続の煩瑣なる為もあらう。…けれども、主要なる原因は、裁判長の説示が、裁判員に対して余りに誘導的である為と断言するに憚らない。…殊に我国の陪審員には、未だに官尊民卑の気分が、多量に残つて居る今日、高尨より物を言ふ裁判長や検事の言、非常な重みを感じて居るのは、無理もないことである。かゝる我国の陪審員に対して、これまで為され来りしやうな説示を、今後も引き続き為されては、折角苦心の結果成立せる陪審法の大法典も、遂に之を適用する機会を失ふかも知れぬ。わたくしは、極めて簡単にこの弊を改むる方法として、裁判長の説示だけは之を速記せしめて、公判調書の一部とする案を提供したい。…わたくしの経験並に同僚諸君の経験せる事實に依れば、如何なる陪審事件に於ても、裁判長の意見をそのその説示中に加へざるものはないのである。…唯僅に法は、説示の概要を公判記録に載すべきことを命じて居るが、書記の記録する調書に於て、裁判長の説示が、意見に亙る部分の如き、殆ど全く記録されてゐないから、公判調書に依つて、叙上の弊を救ふことは出来ないのである。速記したる説示を公判調書の一部とすれば、若しその中に裁判長の意見が織込まれたとすると、上告審に於て、法律違背として原判決が破毀されるから、裁判長はその説示を十分注意することとなり、始めて意見を附加すべからずとの法禁が守らるゝこととなるのである。…」という。

大阪控訴院長谷田三郎も「全然意見の混じらない説示は、殆ど聞くことが出来ないやうな有様である。私は、此実況を目撃すると共に、今後益々審理中心主義を支持するの必要を感じるのである」と主張し、仏蘭西法に於ては説示制を全廃したと指摘する(『法曹公論』第35巻第9号、一九三二年一〇月。106頁)。

(注2) 今村力三郎(第一東京弁護士会所属)は、なぜ陪審裁判が、予期の効果を挙げ得なかつたか、その原因について、「一、…普通選挙は与論の要求と認むることが出来るが、陪審制度の要求の声を聞いたことが無い。…二、被告に不利益の答申を、裁判所が之を不当として、被告利益の為に陪審を遣り直した実例を聞いたことが無い。元来陪審制度の特異性は、仮令我々が常識で有罪と考へる事件であつても、国民が之を罰する必要なしするときは、断然無罪とする点にあると思ふ。然るに陪審員が無罪と決したにも拘はらず、裁判官が之を有罪と考ふるとき、裁判の遣り直しが出来るのでは、被告人として期待を持ってない筈である。…三、江木博士が陪審制度の採用を強調し、在野法曹が之に共鳴したる一原因は、独断裁判の弊害より国民を救はんとしたのであつた。…斯うした対症的原因から出発した陪審制度は、裁判所に対する不信認の表現と見ることも出来る。然るに、裁判所も刑法発布当時に比すれば大に面目を改め、…世人の裁判所に対する攻撃も、昔日程ではなくなつた、…。四、陪審法廷では、最後に裁判長の説示があるが、…裁判長と雖も人間であるから、審理の進行中に自ら心証を作り、夫れが説示に片鱗を顯すことは、到底免れ難きことである。五、如何なる被告でも無罪を望まないものはない、…然るに陪審裁判とて有罪が無罪となる訳でもなく、又同じ有罪なら酒屋や質屋の主人に裁判されるよりも、裁判官の裁判が望ましいと云ふ心理もある、又刑事被告人としては、家事上の都合や其他種々の事情から有罪の場合には、一日でも服役を先に送りたいとするのが普通である。然るに、陪審は事實審は一審限りであるから、判決の確定が迅速である、…有罪となれば控訴することも出来ない。被告としては陪審は投機である、是も陪審希望者の少き原因の一つである。」という。そして、陪審裁判所が門前雀羅の有様であるので、善後策は幾らでもあろうが、空しく裁判所を置くのは無駄であるから、陪審裁判所を各控訴院所在地に一ヶ所あてに制限することを提言している(今村力三郎「陪審裁判所を如何にすべきや」、『法律新報』昭和6年7月15日)

(注3) 秦良一(広島弁護士会所属弁護士)は、「専門家から見た判断と、民衆から見た判断と、或る時には相違を来たすことがあるかも知れぬ。…それを、専門的に見て不安なりとして、説示によつて陪審員を指導し、陪審員の頭を整理せしめんとすることは、間違ひであつて、いらざるお節介である。…お節介主義でやらるゝのであるから、お上の申さるゝことに、嘘や間違ひのあらふ筈なし、忽ち評議一決「然り」と答申せられて控訴審を奪はるゝ虞を予見しては、進んで誰が陪審を希望せうぞ。こゝに陪審不振

の最大原因があると思ふ。」という(秦良一「陪審法の欠陥」・『法律新聞』昭和6年8月3日)。

そして、秦は、現行陪審法の欠陥を除去すべく、第1に陪審員選定は市町村長においてすること、第2に裁判長の説示を廃止すること、第3に再陪審をしないこと、第4に証拠物および証拠書類を陪審に交付しないこと、を提案する。

(注4) 帝国弁護士会は、昭和6年10月1日挙行の陪審法実施三周年記念大会で、次の様な決議をしている(『正義』陪審法実施三周年記念号、一九三一年一月)。

一 陪審ニ付スヘキ事件ノ範圍ヲ拡張スルコト、 一 犯罪事実ヲ肯定スルニハ陪審員全員一致ノ意見ニ依ルヘキモノトス、 一 有罪ノ判決ニ対シテハ控訴ヲ許スヘキモノトスルコト、 一 陪審費用ハ総テ国庫ノ負担ト為スヘキモノトスルコト、 一 起訴陪審ノ制ヲ設クルコト

そして、帝国弁護士会は、昭和7年4月25日第7回通常総会において、「本会は昭和六年十月一日臨時総会に於ける決議の趣旨に基き、陪審裁判の精神を貫徹する為め、先づ現行陪審法中左の事項を改正す」として、4項目(第一、陪審に付すべき事件の範囲を拡張するの件。第二、控訴の件。第三、陪審費用の件。第四、証拠申請の件)にわたる陪審法の条文改正案を決議している(『法律新報』昭和7年5月5日、『正義』昭和7年5月号、昭和七一九三二年六月)。しかし、龜山要弁護士が「説示に対しては、利害関係人より異議の申立を為すことを許し、異議の申立あったものに付ては、それを以て上告理由とす為すことを得る旨の追加決議を為されたい」という、緊急動議を提出したのに対し、「委員会に於て充分審議して決すべきである」として、動議を撤回させている。

更に、帝国弁護士会は、昭和9年11月15日司法省から諮問のあった「司法制度改善に關スル意見」において、「司法制度改善ノ緊急ナル方法」として、「四 陪審ニ附スル可キ事件ノ範圍ヲ拡張シ以テ陪審制度ノ精神ヲ貫徹シ其效果ヲ完全ナラシムルヲメ現行陪審法ニ適當ナル改正ヲ加フ可シ」と主張している(『正義』昭和9年12月号、一九三四年一月)。

(注5) 三浦順太郎(長崎地方裁判所長)のとき同地裁第1回陪審公判を裁判長として審理、退官後に同地裁第2回陪審公判の弁護人として立会)は、論説「陪審法の改正に就て」の中で、①陪審員は市町村長の抽籤を詮考推薦に改め、如何わしい者の出廷を防ぐこ

と、②請求陪審範囲以上を、全部法定陪審事件と定めること、③裁判長の説示を廃止すること、④制限付きの控訴を許すこと、⑤裁判長による被告糾問主義を改め、任意供述主義(刑訴法131条)を厳守すること、を提案している(前掲『正義』陪審法実施三周年記念号)。

(注6) 柏木五百次郎は、「今度、弁護士となって、頗る意外に感じたことは、此法律が極めて弁護士諸君の間に不評判であることである。弁護士にして被告本人の親戚知人より陪審裁判を受くべきや否の相談を受けて、進んで然りと云ふ人は恐らくなからうと思ふ。……自分自身に於ても、若し右様の相談を受けたとして、責任を以て然りと答ふることは頗る之れを躊躇するであらう。之れは、畢竟、此法律に大きな欠点があるからである。自分は今更此法律を上から見ると下から見るとの間に、非常の相違のあることを思当つて居る。」という(柏木五百次郎「弁護士となりて」・『法曹会雑誌』第11巻第4号、一九三三年四月)。

柏木(旧姓、野口)の履歴は、次の通りである。三重県津市、明治元年9月生、明治23年7月明治法律学校卒業、明治24年12月代言人試験及第、明治25年1月東京代言免許、明治26年5月安濃津地方裁判所検事局において弁護士登録、明治28年3月弁護士登録取消、明治28年3月高山区裁判所判事、明治28年4月岐阜地方裁判所判事、明治34年6月名古屋地方裁判所判事、明治36年2月名古屋控訴院判事、明治39年7月安濃津地方裁判所部長、明治41年6月名古屋地方裁判所部長、明治44年2月鳥取地方裁判所検事正、大正3年10月静岡地方裁判所検事正、大正7年6月前橋地方裁判所検事正、大正11年7月水戸地方裁判所長、昭和2年7月静岡地方裁判所長、昭和6年9月8日大審院検事、同日裁判所構成法第80条ノ2に依り退職(注、63歳停年)、昭和6年9月東京地方裁判所検事局において弁護士登録(第一東京弁護士会)、昭和19年8月登録取消(『日本法曹界人物事典』第3巻387頁、『日本弁護士史』一四〇九頁、『官報』明治24年12月12日143頁、明治26年6月7日84頁、明治28年3月31頁、昭和2年8月1日9頁、昭和6年9月9日226頁、昭和6年9月10日264・265頁、昭和6年9月21日529頁、昭和19年9月11日144頁)。

(注7) 青野原吉(判事)は、「陪審裁判の再吟味(一)」「(二)」「(三)」「(四)法律新聞』昭和11年2月13日・20日、3月5日)において、「先づ第一に、陪審裁判に於ける二審級制度を廃止して、やはり、三審級制度に改正することが必要であらうと思ふ。……第二は、再陪審にかけ得る制度の廃止と謂ふことである。……第三は、例のサンメンングアツプ(説示)説明の形式と内容に対する再吟味と謂

ふことである。」と指摘している。青野は、東京地方裁判所に於ける陪審制度実施以来の実績を分析して、「今やわが陪審裁判は病魔に冒されて居り、この儘放任いたして置くに於ては、早晚死の転機をとるに外ならないと思ふのである。今にして、適當なる医療を加ふることを怠るに於ては、取り返しがつかなくなると思ふのである。理論的及實際的（注、見地）から考察したる、以上諸点に留意してこの制度を復活して、わが刑事裁判史上に輝かしい光を放つてもらひたいと希ふものである」という。

（注8）『法曹公論』（第46巻第9号、一九四二年一月）の巻頭言「陪審法の回顧」は、次のようにいう。

陪審法は、大正十二年法律第十五号として公布され、昭和三年十月一日諸準備の完成を待つて実施されるに到った、実に画期的立法にして当時朝野法曹注目の的となつた。……我司法部にとり洵に重要意義を有する法律なるに、其実施の跡を顧みるに、年と共に衰微して振はざるの感がある。

今其不振の理由を検討するに、抑々陪審法は、真に国民の要望に基いて制定されたるに非ず。時の政府、原政友内閣が反対党提出の普通法案（注、普通選挙法案）を葬る代償として、寧ろ民意を司法に反映せしむべしと称し、陪審法案を政府案として提出し、大政党の威力を以て政策的に議會を通過せしめたるものにして、其出发点に於て党利党略に利用されたる恨みがあつた。之、陪審法不振の第一原因であらねばならぬ。

次は、控訴を許さざる事である。上告は法律審のみにして、事実審理開始の決定を与へらるゝ事は希有の事例に属する。従つて、控訴なき陪審裁判の運命は殆んど一審によつて左右される結果となる。そこで、陪審裁判を受けんとする者にとつて、非常なる不安と危険性を感じしめる。之、陪審法不振の第二の原因である。

手続煩瑣にして、費用多く、而かも違憲論緩和の手段として、更新陪審制を採用したるは、陪審法不振の第三原因である。

右陪審法不振の三大原因中、第一原因は如何ともし難い。然るに、第二第三の原因は法律の改正及其運用により充分之が短を補ひ、其本来の妙味を發揮し得る事を確信する。

茲に、陪審法施行第十五号司法記念日（注、昭和十四年十一月一日裁判所構成法施行実施五十周年記念日から、司法記念日は十一月一日に変更された）を迎ふるに当り、陪審法を回顧し、其不振原因を探究し、之が改正及本法の使命達成に朝野法曹の協力

奮起を切望する次第である。（昭和十七年十月一日）

（注9）最後に、陪審法の実施過程を評価する際に、戦後の論調に大きな影響を与えた論文として、利谷信義「司法に対する国民の参加——戦前の法律家と陪審法——」（潮見俊隆編『岩波講座現代法』6・現代の法律家、岩波書店・一九六六年六月）を挙げておこう。

利谷は、陪審法の実施状況について、次のようにいう。「……陪審制度の利用を直接に決定するものは在野法曹である。ところが、在野法曹は、その利用について、一向に「気乗のせぬ」状態にあつた（注、前掲・秦良一「陪審法の欠陥」、『法律新聞』昭和6年8月3日）。それは、……陪審法の意識して作られた欠陥、とくに裁判長の説示、陪審の更新、……訊問調査の証拠能力の承認や証拠物・証拠書類の陪審への交付などが、陪審の判断をゆがめて、在野法曹を絶望させたからである。さらに、制度の担い手である裁判官の問題が重要である。……昭和二年に大審院長となつた牧野菊之助は、大正一五年の大審院部長時代、次のように述べている。『一般民衆が法律智識に欠くる所あり、裁判所と検事局との区別を知らず、司法処分何たるかを解せず、証人たるの義務をも弁へずして裁判所に出でて嘘八百を平気で並べたて、裁判官をして事実の真相を捕ふるに支障を与へ、……近き将来に於て陪審制を実施するとも十分に其効果を挙げべきや否を懸念せざるを得ない。』

ここにみられる「一般国民」への不信と軽蔑は、敵意ではないかとすら思われる。かかる不信・軽蔑や敵意の下では、被告が陪審を辞退しないのは、裁判官への不信であり挑戦であると裁判官に受けとられるのではあるまいか。陪審の請求に至つてはなおさである。もしも被告について、「然り」（犯罪構成事実が存在する）と答申されたとせよ。裁判官による刑の量定の峻厳さは、おして知るべしである。それは、「然らず」と答申された場合について、無罪の宣告をする代りに、陪審の更新がかなり多く行われたことからも推測しえよう。被告たるもの、戦慄せざるをえないのである。……在野法曹は、依頼者にこの危険な賭をさせるわけには行かなくなる。彼は控訴できる通常の道を被告にすすめるであらう。ここでは、陪審を辞退し、裁判官に恭順の意を表わすことこそが、もつとも基礎的で有効な「法定技術」であるということになる。……このように考えれば、あえて陪審を選んだものは、逆にかなり無罪に自信のある人々と言えるのではなからうか。とすれば、無罪率がきわめて高いのは当然であり、むしろまだ低す

きたのではないかとの危惧すらある。」

すなわち、利谷は、陪審裁判においては「裁判官による刑の量定の峻厳さは、おして知るべしである。」として、それに戦慄せざるを得ない被告のために、弁護士としては、陪審を辞退し裁判官に恭順の意をあらわすことこそが、最も基礎的で有効な法定技術であるという。しかし、広島控訴院管内の陪審公判の結果を見れば、「然り」と答申されても、通常裁判と同じく、判決の量定は求刑よりも低い傾向にあり、また執行猶予となる場合もある。

なお、利谷は「戦後改革と国民の司法参加——陪審制・参審制を中心として——」（東京大学社会科学研究所戦後改革研究会編『戦後改革』4司法改革、東京大学出版会・一九七五年七月）において、陪審法の制定過程・内容その後の経過などについて詳細に論述している。

（2）陪審公判全件調査の必要性

昭和五（一九三〇）年六月、『法律新報』（昭和5年6月25日1頁）「陪審制の批判尚早し」は、陪審件数が予想より著しく少ない事実から陪審制度を悲観する議論に対して、「陪審の観察の楽悲は、其の件数の多きに依るべきではなく、具体的事件に於ける結果奈何に依て定まるべきものであらねばならぬ。数よりは実、広さよりは内容の当否が問題である。而して、此の見地に於て陪審の定評、頗る可なりである。裁判官も検察官も、又弁護士の側に於ても陪審の答申は極めて肯綮に当ることに満足して居るやうに見受けることが出来る。予

（注、主筆の山内確三郎と思われる）は、陪審実施の結果を楽観するものである。」という。

しかし、『法曹公論』（第35巻第9号・陪審法施行三周年・新民訴実施二周年記念号、一九三二年一〇月）の「法曹の声」を見れば、弁護士では陪審法実施に肯定的な者は少数である。また、裁判官・検事も、『法曹会雑誌』（第7巻第10号・陪審法実施記念号、一九二九年一〇月）に掲載された感想を見れば、必

ずしも陪審公判の結果に満足してはいない。

実際に行われた陪審公判四八四件全部を、検証する必要がある所以である。そして、可能であれば、通常裁判で審理された法定陪審事件（特にその中でも無罪となった事案）も検証したいものである。

（注1）陪審制度の運命・将来については、次の論考がある。これらは、西欧においては、陪審制は修正を受け、参審制が採用される傾向になっている状況を紹介している。

- ①前田美詔「陪審法の運命」（『警察新報』第15巻第12号、一九三〇年一月）
- ②牧野英一「陪審制の将来」（『法律時報』第7巻第3号、一九三五年三月）
- ③田村豊「陪審制度の現在及び将来」（一）（『法曹会雑誌』第16巻第11号・12号、一九三八年一月・二月）
- ④木村龜二「陪審制度の運命」（『改造』第23巻第3号、一九四一年二月）

（注2）無産階級の立場から、陪審裁判を中心に論じたものには、次の論考がある。

- ①末弘巖太郎「無産階級の立場より見たる陪審制度」（『解放』第5巻第6号、一九二三年五月）
- ②布施辰治「借家法と陪審制度」（『アルス文化大講座』第1巻・第3巻、アルス・一九二六年一月・一九二七年一月）
- ③布施辰治「疑獄事件の解剖と陪審裁判——『審くもの審かれるもの』序説——」（『法律戦線』第6巻第10号、一九二七年一〇月）
- ④木下判治「陪審法批判——所謂「裁判の民衆化」の無産階級の解剖——」（『上野書店』一九二八年六月）
- ⑤布施辰治「共産党事件に対する陪審法除外の陰謀を曝く」（『マルクス主義』第51号、一九二八年八月）
- ⑥布施辰治「陪審裁判と共産党事件」（『改造』第10巻第10号、一九二八年一〇月）
- ⑦布施辰治「陪審裁判と官僚裁判の危険」（『清廓』第18巻第12号、一九二八年二月）
- ⑧布施辰治「陪審裁判は何故活発に実施せられないか——我々は何故陪審制度を要求し、しかも之に抗争せねばならぬか——」（『法

律戦線』第8巻第1号、一九二九年一月)

⑨布施辰治「陪審裁判は何故活発に実施せられないか」(『法律新報』昭和5年9月5日)

⑩布施辰治「陪審裁判不成績の原因と其の対策」(『法律春秋』第6巻第3号、一九三二年三月)

⑪恵三太郎「陪審制度と無産階級」(『法律春秋』第6巻第4号、一九三二年四月)

⑫三輪壽壯「陪審裁判の実施と無産階級」(『進め』第6巻第11号、一九三二年一月)

(注3) 布施辰治が弁護した陪審公判は、布施柑治『布施辰治外伝——幸徳事件より松川事件まで』(未來社・一九七四年二月)中の「第三章・第八節 二人の朝鮮青年の不運と陪審裁判」および大石進『弁護士布施辰治』(西田書店・二〇一〇年三月)中の「第五章 植民地の民とともに」に紹介されている。

この事件に関する当時の記録としては、『法律新聞』(昭和7年2月13日18頁)、『東京朝日新聞』(昭和7年2月4日夕刊2面)、立会した検事の長谷川瀏「陪審裁判警察官殺害事件の論告——此文を故警視庁巡查小澤長重氏の霊に捧ぐ——」(『警察協会雑誌』第386号・第388号、一九三二年一〇月・十二月)がある。殺人の故意が認められ、上告したが棄却された(『法律新聞』昭和7年8月13日12頁、『大審院刑事判例集』第11巻第12号、936頁)。

この陪審公判の弁護人は、布施辰治、神道寛次・細迫兼光、青柳盛雄で、上告審の弁護人は布施辰治・大森詮夫・河合篤・青柳盛雄である。青柳は、東京弁護士会編『陪審裁判——旧陪審の証言と今後の課題——』(ぎょうせい・一九九二年三月)中の「第二章 旧陪審裁判の証言(246頁)」で、聴き取りに応じこの事件について答えている。